

平成 30 年度新潟大学国際会議研究発表支援事業募集要項

1 趣旨

大学院生の研究活動の活性化を図るため、日本国外で開催され、複数の国の参加者によって行われる会議（以下、「国際会議」という。）における大学院生の研究発表に対し、学術奨励費を支給する。

2 募集時期

募集については、2回に分け、次の時期を行う。

第1回募集： 7月 4月から翌年3月末までの国際会議

第2回募集： 12月 10月から翌年3月末までの国際会議

3 応募資格

ドクターコース（現代社会文化研究科、自然科学研究科及び保健学研究科にあつては博士後期課程、医歯学総合研究科にあつては博士後期課程及び医学又は歯学を履修する博士課程）に在籍する学生とする。

4 応募に係る留意事項

(1) 既に参加が決定している国際会議については、開催時期に関わらず、第1回募集で申請すること。

(2) 本事業への応募については、国際会議で研究発表を行う場合に限る。
※会議への参加のみの場合は、支援対象とはしない。

(3) 外国に留学する場合及び留学中の場合並びに先方・勤務先等から旅費・滞在費等の支給がある場合は、対象から除外する。

(4) 応募件数については、各年度、学生1人につき、2件を上限とする。

5 支給する学術奨励費

平成30年4月から翌年3月までに行われる国外における国際会議での研究発表に対して、渡航する地域により定められた別表の額の学術奨励費（渡航費、滞在費、学会参加登録料などの一部を含む）を、採択された学生に支給する。

6 学術奨励費に係る留意事項

(1) 各研究科において、本事業により支給される学術奨励費に加えて、同様の目的の経費を支給する場合は、旅費として支給せず、奨励費として支給すること。

(2) 本事業により支給される学術奨励費と研究科から支給される経費の合計が、採択された事業に要する経費（渡航費、滞在費、学会参加費等）の額を超えることがないよう留意すること。

7 申請手続

学術奨励費の支給を希望する者は、次のとおり所属研究科長を通じて、新潟大学長に提出する。

(1) 提出書類

- ①平成 30 年度新潟大学国際会議研究発表支援事業申請書（様式 1）
- ②平成 30 年度新潟大学国際会議研究発表支援事業申請のための説明書（様式 2）
- ③国際会議の概要及び開催日時，開催場所，発表者として申請者の氏名等が確認できる書類を添付すること。

(2) 提出先・提出期限

提出先： 人文社会科学系大学院学務係
提出期限： 第 2 回：平成 30 年 12 月 4 日（火）

8 選考及び結果の通知

選考は、所属研究科長からの推薦に基づき、新潟大学大学教育委員会において行う。

選考の結果は、所属研究科の長を通じて、申請者あて通知する。

9 計画の変更・中止

申請した研究発表を変更又は取り止める場合は、選考中又は支給決定後を問わず、速やかに所属研究科長を通じて新潟大学長に報告し、その指示を受けなければならない。

10 報告書等の提出

学術奨励費の受給を受けた者は、帰国後、次の書類を速やかに所属研究科長を通じて新潟大学長に提出しなければならない。

- ①報告書
- ②論文名や発表者が記載されたプログラム概要のコピー
研究発表を行った証明ができるものであれば、プレゼン資料等でも可とする。
申請時に提出済みの場合は不要。
- ③航空券の搭乗券（半券）のコピー又は、パスポート（出入国スタンプ押印ページ）のコピー

11 問合せ先

人文社会科学系大学院学務係

別表

国際会議研究発表支援事業旅行地域別支給額（上限）一覧

区分	旅行地域	適用地域	支給額 （上限） （※注）
A 地域	東アジア	台湾，大韓民国	10万円
	オセアニア	グアム（アメリカ合衆国）	
B 地域	東アジア	中華人民共和国，モンゴル，朝鮮民主主義人民共和国	15万円
	東南アジア	インドネシア，カンボジア，シンガポール，タイ， フィリピン，ブルネイ・ダルサラーム，ベトナム，マレーシア，ミャンマー，ラオス，東ティモール	
	オセアニア	ソロモン諸島，ナウル，ハワイ諸島（アメリカ合衆国），パプアニューギニア，パラオ	
C 地域	南アジア	全域	20万円
	中東	全域	
	アフリカ	全域	
	オセアニア	A 地域及び B 地域以外の地域	
	北米	全域	
	中米・カリブ海諸国	全域	
	ヨーロッパ，バルト三国	全域	
	ロシア，NIS 諸国	全域	
	南米	全域	
	南極大陸	南極大陸及び周辺の島しょ	

（※注）支給額（上限）は，選考審査の結果，変更となる場合があります。